

公衆浴場法施行条例の一部改正について

改正の内容

1 レジオネラ症発生を防止するための措置（主なもの）

(1) 浴場の設備の定期的な清掃及び消毒の義務付け

・気泡発生装置等、循環配管及び水位計配管	1週間に1回以上
・集毛器	毎日
・シャワー、貯湯槽及び調節箱	1年に1回以上

(2) 浴室で使用する水の水質の管理について、努力義務から管理義務への見直し

2 混浴の制限年齢を「12歳以上」から「10歳以上」まで引き下げ

施行期日

令和3年1月1日

旅館業法施行条例の一部改正について

改正の内容

レジオネラ症発生を防止するための措置（主なもの）
旅館等の浴場設備の定期的な清掃及び消毒の義務付け

・気泡発生装置等、循環配管及び水位計配管	1週間に1回以上
・集毛器	毎日
・シャワー、貯湯槽及び調節箱	1年に1回以上

施行期日

令和3年1月1日